

夜間・休日電話児童相談事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、養育者の児童に関する悩み等を夜間・休日でも相談できる電話相談窓口を設置することにより、養育者の心の負担を和らげ、児童虐待等の防止につなげ、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的とする。

（対象者）

第2条 電話児童相談の対象者は、子育てに対して不安、孤立感等を抱える養育者とする。

（業務の内容）

第3条 西宮市の閉庁時間において、電話児童相談窓口を設置し、養育者からの児童に関する悩み等を聞くとともに適切な助言をするものとする。また、緊急時には、警察や児童相談所に連絡するなど適切な対応をする。

（事業の委託）

第4条 西宮市長は、第3条の業務について、市が指定する事業者へ委託できるものとする。

（事業者の指定）

第5条 西宮市長は、市内に事業所を有し、電話児童相談の実績があり、各機関と連携して夜間・休日の電話児童相談に対応することが可能である事業者を指定する。

（業務を行う日及び時間）

第6条 業務を行う日及び時間は、次の各号のとおりとする。

- 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。
- 2 12月29日から翌年の1月3日とする。
- 3 第1号及び第2号を除く日の午前0時から午前8時45分及び午後5時30分から午前0時までとする。

（相談状況の報告）

第7条 事業者は、各月ごとに相談件数及び相談内容の記載された報告書を翌月末日までに提出しなければならない。

（委託料）

第8条 委託料は毎年西宮市と芦屋市と事業者とで協議して決定する。

- 2 西宮市と芦屋市の負担割合は、毎年3月1日の人口比率で決定する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。